

知的創造サイクルに関する課題について

< 1 > 創造・保護・活用分野に関する課題について

・ 創造分野

(1) 大学等における知的財産の創造

大学等が「知の創出拠点」として、質の高い研究成果を創出し、それを知的財産として権利化し、有効に活用することを促す。

1 . これまでの取組

- ・ 全国で、41の承認TLO、43の大学知財本部が誕生した。
- ・ 特許発明、マテリアル等の機関帰属原則をはじめ各種学内ルールが整備されつつある。
- ・ 大学に対し特許料の減免、競争的資金の特許関連経費への充当等を認める措置を講じた。
- ・ 国立大学法人がライセンス対価として株式取得可能であることを明確化した。

2 . 今後の取組

）大学等における知的財産の創造

- ・ 各大学等が、件数主義から強く広い特許を取得・活用する戦略を構築すること、TLOと大学知財本部を含む総合的な体制を更に整備すること、関係人材の育成を図ることが必要ではないか。
- ・ また、質の高い研究成果が得られるよう、特許情報の検索システムの一層の高度化が必要ではないか。

）知的財産を軸とした産学官連携

- ・ 産学官連携を深化するため、強く広い特許群取得のためのプロジェクト型の共同・受託研究を一層推進することが望ましいのではないか。
- ・ また、多様な成功事例の蓄積と発信が必要ではないか。

(2) 企業における質の高い知的財産の創造

我が国企業の特許出願の件数は引き続き高い水準にあるが、国内において登録に至る割合が低いこと、活用されていない特許が多数存在していることなどの問題が指摘されている。世界規模でビジネスを有利に展開するため、経営戦略に基づいた知的財産の創造が求められている。

1 . これまでの取組

) 企業経営者、実務者等との意見交換

- ・ 出願上位企業を中心に、企業経営者、実務者等と特許庁幹部が意見交換を行い、量から質への特許戦略の展開を促すとともに、知財戦略、事業戦略、研究開発戦略の企業の三位一体の経営戦略による効率的な創造活動の推進を促した。

) 各種会議における産学官連携取組の推進

- ・ 産学官連携を促進するため、産学官連携推進会議、イノベーションジャパン、産学官連携サミットなどの各種会議において産学官連携の取組や実績を紹介した。

2 . 今後の取組

- ・ 知財戦略、事業戦略、研究開発戦略が一体となった経営戦略、先端技術分野等における基礎研究の重要な担い手である大学と企業との戦略的な連携の取組を一層促すべきではないか。
- ・ 特許登録率の低い企業名の公表、国際出願の利便性向上による国内出願偏重の是正等の追加的な適正化施策も検討すべきではないか。

・保護分野

(1 - 1) 模倣品・海賊版対策 (外国市場)

海外市場における模倣品・海賊版による被害は、高度技術化・大規模化が進展するとともに、アジアから世界中に拡散している。特に近年は、模倣品・海賊版による不正な利益が犯罪組織やテログループの資金源となっていることが指摘されるなど、世界各国が協力して取り組むべき課題となっている。

1 . これまでの取組

) 在外公館等の機能強化

- ・ 2004年度に、全在外公館に知的財産権侵害対策マニュアルを備えるとともに、知的財産担当官を指名した。

) 侵害状況調査制度の導入

- ・ 2005年に、「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」(外国政府の制度・運用等の対応に問題があることにより、知的財産権が適切に保護されていない事案がある場合、民間企業・団体等からの申立に基づき日本政府が調査を行い、必要があれば二国間協議やWTOをはじめとする国際約束に基づき解決を図る制度)を導入した。

) 模倣品・海賊版拡散防止条約の提唱

- ・ 2005年7月のグレンイーグルズ・サミットにおいて、小泉総理大臣から模倣品・海賊版の拡散を防止するための国際約束の必要性が提唱され、模倣品・海賊版取引の削減に関する文書が合意された。

2 . 今後の取組

- ・ 在外公館においては、模倣品・海賊版被害を受けている我が国企業を迅速かつ効果的に支援するため、大使自ら相手国政府に対して働きかけを強力に行う等、一層の取組の強化を図るべきではないか。
- ・ 海外における我が国企業の知的財産権侵害による被害の重大性にかんがみ、侵害状況調査制度の一層の活用を促進すべきではないか。
- ・ 模倣品・海賊版拡散防止条約を早期に実現するため、各国や関係国際機関との議論を加速すべきではないか。

(1 - 2) 模倣品・海賊版対策 (水際)

模倣品・海賊版が大量に日本国内に流入しており、水際での取締りの強化が緊急の課題となっている。

1 . これまでの取組

- ・ 2003年に、特許権、実用新案権、意匠権及び育成者権を侵害する物品を輸入差止申立制度の対象とした。
- ・ 2004年に、税関から権利者に対し模倣品・海賊版が疑われる物品の輸出入者等の情報を通知する制度を導入した。
- ・ 2005年に、権利者がサンプルを分解検査できる制度を導入した。
- ・ 2006年に、不正競争防止法に違反する物品を輸入差止申立制度の対象とすることとなった。

2 . 今後の取組

- ・ 水際での侵害判断について、当事者の意見や専門家の関与等により技術等を専門的に判断する制度的仕組みを整備すべきではないか。
- ・ 模倣品・海賊版が侵害発生国・地域から第三国で積み替えられて輸出されるなどの新たな手口が発生している現状を踏まえ、模倣品・海賊版の輸出・通過を水際で取り締まる制度を早急に整備すべきではないか。
- ・ 模倣品・海賊版の個人輸入や個人所持は、現状では法律で禁止されておらず、国民の意識も低いことから、個人輸入・個人所持の禁止についても新法の制定を含めて制度の整備が必要ではないか。

(1 - 3) 模倣品・海賊版対策 (インターネット・オークション)

インターネット・オークションが、模倣品・海賊版の取引の温床になっており、知的財産権の侵害の問題に加え、消費者の健康や安全が脅かされる事態ともなっているため、早急な対応が求められている。

1 . これまでの取組

) 特定商取引法の運用強化

- ・ 2005年8月の通達改正により、インターネット・オークションへの出品に同法の規制が適用されることを明確にした。
- ・ 法の適用対象となる「販売業者」の判断基準を明確にしたガイドラインを年内に公表すべく準備している。

) オークション事業者による自主規制

- ・ 2005年7月に、オークション事業者大手3社が知的財産権侵害品の排除を目的とした自主ガイドラインを策定し、運用している。
- ・ さらなる自主取組推進のため、権利者とオークション事業者が共同で「インターネット知的財産侵害品流通防止協議会(仮称)」の立ち上げを準備している。

) 取組の成果

- ・ 偽ブランド品の汚染率は大幅に低下した。
65%前後 2005年8月以降、2~3%で推移(ユニオン・デ・ファブリカン調べ)

2 . 今後の取組

- ・ 特商法のガイドラインを公表し、周知徹底を図るとともに、違反する販売業者に対する法執行を強化することが必要ではないか。
- ・ これまでの取組によって、模倣品・海賊版の出品は減少しているが、これらが出品されるオークション・サイトの拡散化や出品形態の巧妙化により真贋の判断が難しいケースが増加する懸念がある。現行制度の運用強化及びオークション事業者の自主取組の状況を見定めつつ、さらに必要があれば抜本的な制度の整備を検討すべきではないか。

(2) 特許審査の迅速化

技術の急速な進歩に対応し、我が国の国際競争力の向上に資するため、特許審査迅速化に向けた総合施策に取り組むことが必要とされている。

審査順番待ち期間の中期目標(2008年) - 20ヶ月台

長期目標(2013年) - 11ヶ月

1. これまでの取組

）特許審査の迅速化等のための特許法の一部を改正する法律

- ・ 2005年4月から審査に必要な従来技術調査の民間機関への外注を開始した。
- ・ 2004年から2005年にかけて、特定登録機関制度の導入、特許料等の返還制度の導入、実用新案制度の見直し等により、出願・審査請求行動の適正化が図られた。
- ・ 2004年より(独)工業所有権情報・研修館の業務を拡充し、知的財産関連の人材育成や情報システムを強化した。

）任期付審査官の採用

- ・ 2004年度、2005年度に、それぞれ98名ずつ任期付審査官を増員した。

）特許審査順番待ち期間の推移

- ・ 2004年度における年間の処理件数は23万6千件と、前年度と比較し6千件増加したものの、同年度の審査請求件数が約38万件(前年度の約1.7倍)と急増したため、審査順番待ち期間は26ヶ月(前年度は25ヶ月)と短縮されていない。

2. 今後の取組

- ・ 審査官の大幅増員などの例外的措置を行ってもなお、審査順番待ち期間が長期化している現実を踏まえ、特許審査迅速化に向けた取組を更に強化するための具体的かつ効果的な抜本的対策を早急に検討すべきではないか。

(3) 世界特許の実現

企業活動のグローバル化が急速に進み、特許出願が世界的に増加している中、究極的には世界で統一された特許システムの構築が求められる。

1 . これまでの取組

) 各国制度・運用の調和

- ・ 日米欧の三極特許庁間では、サーチ・審査結果の相互比較調査等、審査基準の調和に向けた取組がなされている。
- ・ W I P O や先進国会合等において制度調和の議論がなされているが、現在、南北間の対立等から急速な進展は望めない状況にある。
- ・ なお、米国においては、先願主義移行を含めた特許法の改正法案が下院に提出されている。

) サーチ・審査結果の相互利用の推進

- ・ 2 0 0 4 年 1 0 月より、三極間では、審査官による他国の特許庁のサーチ・審査情報の利用を可能にするドシエ・アクセス・システムが稼動した。より利便性の高い次世代型のシステムも開発中である。
- ・ 2 0 0 4 年 1 1 月に、第 1 庁で特許となった出願についてその審査結果を提出することにより、第 2 庁において簡易な手続きで早期審査が受けられるようにする「特許審査ハイウェイ構想」を日本から提案し、三極間や日韓間で議論が進められている。

2 . 今後の取組

- ・ 特許審査ハイウェイ構想を更に発展させ、他国の特許庁の審査結果が制度的に利用されるような仕組みを整備すべきでないか。
- ・ 三極間の特許相互承認の実現を目指して、具体的な方策を検討すべきではないか。

(4) 特許出願による技術流出の防止

企業の生産技術等のノウハウが、防衛出願として大量に特許出願されており、特許審査の遅延のみならず、特許公開公報を通じて海外への技術流出を生じさせている。このため、防衛出願に代わるノウハウの防衛策が求められている。

1. これまでの取組

- ・ 「権利保護基盤の強化に関する専門調査会」、「知的財産戦略本部会合」等において議論が行われ、使い勝手の良い先使用权（特許法79条の規定）の整備、仏国のソロー封筒制度をモデルにした発明登録制度の導入など、様々な意見が出された。
- ・ 本問題の検討のため、知的財産研究所に「新たな「知」の保護管理のあり方に関する調査研究委員会」が設けられた。

2. 今後の取組

- ・ 特許出願以外に企業がノウハウを防衛する手立ての一つとして、先使用权があるが、使い勝手が悪くあまり利用されていない。その原因として、先使用权の立証が困難、先使用权により通常実施できる範囲が不明確、などの理由が挙げられており、これらを改善する必要があるのではないか。
- ・ 先使用权を立証するための簡便な制度として、仏国のソロー封筒制度をモデルとした発明登録制度について検討を進めるべきではないか。

(5) デザイン・ブランドの保護強化

デザインの創造とブランドの活用を通じて、価値の高い商品やサービスを提供する環境を整備するため、意匠制度、商標制度のより一層の整備が求められている。

1 . これまでの取組

) 地域団体商標制度 (地域ブランド) の導入

- ・ 地域名と商品名を組み合わせた名称等からなる商標の登録を認める地域団体商標制度を導入する商標法の改正を行った (2 0 0 6 年 4 月施行予定) 。

) デザインの保護のための意匠制度の整備

- ・ 画面デザイン等意匠の範囲の拡大、無審査登録制度の導入、意匠の効力範囲の見直し (権利侵害行為への輸出の追加) 等について、産業構造審議会 (意匠制度小委員会) において検討を開始した。

) ブランドの保護のための商標制度の整備

- ・ 小売業・卸売業の商標のサービスマークとしての保護、先行商標の商標権者の同意に基づき類似する商標出願の登録を認めるコンセント制度の導入等について、産業構造審議会 (商標制度小委員会) において検討を開始した。

2 . 今後の取組

- ・ デザイン、ブランドの保護を強化するため、必要な制度改正を早期に実現すべきではないか。
- ・ 特に、模倣品対策の観点から、権利侵害行為への「輸出」の追加など、意匠権・商標権の効力の拡張について検討すべきではないか。

・活用分野

(1) 国際標準化活動の強化

わが国の国際標準化活動は、「デファクトスタンダード」(事実上の標準)、「デジュールスタンダード」(公的な標準)の両面において立ち遅れ、産業の競争力向上の制約となっているため、早急に戦略的対応を強化する必要がある。

1 . これまでの取組

- ・ 2004年6月に、ISO(国際標準化機構)、IEC(国際電気標準会議)における我が国の活動の現状と課題をまとめた「国際標準化活動基盤強化アクションプラン」を策定した。
- ・ 2005年4月に、国際提案、幹事国引受促進・支援を行うために、(財)日本規格協会に国際標準化支援センターを設置した。
- ・ 2005年6月に、「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」が公表された。

2 . 今後の取組

- ・ ISO、IEC等における規格策定プロセスへの我が国の関与を強化するため、委員会の幹事や議長ポストの一層の獲得を図るべきではないか。
- ・ 日本発の国際標準策定を戦略的に推し進めるため、アジア諸国との連携を一層強化すべきではないか。
- ・ 国際標準化活動の中核を担うべきは企業であり、人材の育成、配置、処遇等に格段の取組を促すべきではないか。
- ・ 官民の研究開発プログラムにおいて、当初から国際標準化を念頭に置いた研究開発を進めるべきではないか。
- ・ 国際標準が浸透した後に、必須特許を隠し持った特許権者が権利行使をする問題(ホールドアップ問題)等が生じないように、国際標準に係る特許についての取扱い方法を制度化しておく必要があるのではないか。

(2) 中小・ベンチャー企業支援、地域における知財戦略

我が国産業の基盤的技術を担い、地域における雇用の創出など地域経済にも大きな役割を果たしている中小・ベンチャー企業が、知的財産を創造し、有効に活用できる環境を整備する必要がある。

1 . これまでの取組

) 知的財産権に関する行動指針と『知財駆け込み寺』

- ・ 2005年7月に、日本経団連は、中小・ベンチャー企業等の知的財産権を尊重することを謳った「知的財産権に関する行動指針」を策定した。
- ・ 中小・ベンチャー企業が大企業から知的財産について不当な取扱いを受けた場合の相談窓口としての『知財駆け込み寺』が、経済産業省により整備されつつある。

) 地方公共団体等における知財戦略

- ・ 知的財産を通じた地域の中小企業の振興などを目的とした「都道府県知的財産戦略」は、既に現在14都道府県で策定済みであり、現在13県が策定中又は策定予定である。
- ・ 地域知財戦略本部が全国9ブロックで整備され、地域独自の知財戦略を策定、実施している。

2 . 今後の取組

- ・ 中小・ベンチャー企業の審査請求料、特許料の減免制度の抜本的な拡充を図るとともに、申請のための手続きを簡素化するべきではないか。
- ・ 中小・ベンチャー企業が弁理士・弁護士にアクセスしやすいように必要な情報を提供する仕組みを整備すべきではないか。
- ・ 弁理士が料金やサービスの面において中小・ベンチャー企業の個別の事情を考慮して適切な配慮を行うよう更に促すべきではないか。

・ 創造・保護・活用分野の連携

創造、保護、活用それぞれの分野における制度整備は相当程度進んだが、今後は、これらの制度を実際に活用し、各分野における取組を有機的に連携させることにより知的創造サイクルを早く大きく回すための方策が求められている。

1．これまでの取組

- ・ 創造、保護、活用の各分野の充実を図るため、大学等における知財創造を促す施策、特許審査の迅速化や知財高裁の設置等、知的財産の保護を強化する施策、企業に対して知的財産を多角的、戦略的に活用を促す施策を講じてきた。

2．今後の取組

- ・ 権利取得件数やロイヤリティ収入など、数値化の容易な保護・活用面のみが重視されることにより、産学の柔軟な連携や研究開発活動が阻害されることのないよう、イノベーションのためのプロ・パテントという観点から制度の正しい活用が図られるよう方策を講じるべきではないか。
- ・ 審査順番待ち期間の増大や先端技術への法制度の対応の遅れ（創造から保護へのギャップ）、特許流通市場の未成熟（保護から活用へのギャップ）、権利活用による資金調達の困難性（活用から創造へのギャップ）など、知的創造サイクルの要素間のボトルネックとなる問題を特定し、重点的な対策を講ずるべきではないか。
- ・ 制度を動かすのは最終的には人であり、知的創造サイクル全体を俯瞰できるマルチ人材の育成のために、産官学間の人材交流を積極的に推進すべきではないか。

< 2 > 知財人材育成のための総合戦略

知財制度を支える根幹として、各界・各職種それぞれの役割に応じたスキルを有する多種多様な人材が求められており、その育成を図るための総合戦略の推進が求められている。

1. これまでの取組

- ・ エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークや弁護士知財ネットの発足など、知的財産に強い弁護士のネットワークが形成された。
- ・ 2002年の新弁理士試験導入や2003年の特定侵害訴訟代理制度の導入などにより、弁理士人口の拡大と資質の向上が図られている。
(弁理士数：4503人(2000年) 6002人(2004年))
- ・ 2004年以降設置された74校全ての法科大学院で知的財産法関連の授業科目が設けられ、2005年には、2校の知的財産専門職大学院が開設された。
- ・ 2004年度より、(独)工業所有権情報・研修館の業務が拡充され、民間も対象とした人材育成業務が開始された。
- ・ 知的財産推進計画2005において、知財人材育成の総合戦略を作成・推進し、2005年度から10年間で知財人材を6万人から12万人へ倍増することが盛り込まれた。

2. 今後の取組

- ・ 関係省庁や民間における知財人材に関する研究会等の検討状況、企業における人材育成策の充実、日本弁理士会、日本知的財産協会等の団体における人材育成の取組等の成果も踏まえ、知財人材育成のための総合戦略を早急に策定し、その実施を推進すべきではないか。
- ・ その際、国際競争力のある人材、知財の活用に必要な人材の育成などに十分配慮すべきではないか。

< 3 > 知財の広がりに対応した国際ルール構築

南北問題や知識経済化の進展に伴い、知的財産の重要性が高まり、知財政策は従来の経済政策のみならず、多くの国際的フレームワーク（国際公共政策や先進国でのバイオ、ITを巡る動き）と関連するようになってきている。このため、総合的観点に立った国際的な知財政策が求められている。

1. これまでの取組

- ・（１）エイズ薬など必須医薬品へのアクセスが特許権の存在により阻害されている問題、（２）生物遺伝資源の権利化から生じる利益の公正な配分の問題、（３）伝統的知識やフォークロア（伝統的文化表現）などの途上国が有する知的財産に対する新たな保護の必要性など、従来の知財政策とは異なる観点からの国際的議論が、WHO（世界保健機関）、FAO（国連食糧農業機関）、CBD（生物多様性条約）締約国会議、UNESCO（国連教育科学文化機関）などの様々な場でなされるようになってきている。
- ・先進国においては、先進医学やバイオ、ソフトウェア政策等と知財政策との関係が問われている。
- ・知的財産推進計画2005では、「世界をリードする知財制度の構築に向けて取り組む」として、地球的視野を重視し、様々な新しい時代的要請に対して柔軟、迅速かつ戦略的に対応できるよう、知財制度の在り方について総合的な見直しを行うことが盛り込まれている。

2. 今後の取組

- ・途上国への配慮も含め、知財政策と他の国際的フレームワークとの調和に関する検討を進め、我が国の基本的な考え方を明らかにするとともに、国際的なコンセンサス作りに貢献すべきではないか。
- ・関係省庁による連絡会議の設置など、国際的な知財政策に関する国の検討体制を整備すべきではないか。